

横須賀市土地利用基本条例 抜粋（平成 17 年 7 月 1 日施行）**（土地利用の基本原則）**

第 3 条 本市における土地利用は、次に掲げる基本原則に沿って行うものとする。

- （1）本市の土地利用の多くを占める住宅地及びその周辺においては、平穏な市民生活に影響を及ぼさないよう、次に掲げる本市の地域的特性を十分に踏まえた最大限の配慮を行わなければならない。
ア 市域の大部分を山地丘陵が占め、点在する低地に市街地が形成されていること並びに急峻な谷戸及び山地丘陵の開発等により宅地化が図られていること。
イ 低層建築物を中心とした住宅市街地が周辺の緑と調和した良好な居住環境を形成していること。
ウ 自然の斜面緑地が市域に多く残存していること。
- （2）中心市街地及びこれに準ずる地域においては、都市活動の活性化及び都市機能の増進を図るため、土地の有効活用に努めるものとする。この場合において、周辺市街地環境との調和に配慮し、秩序あるまちづくりを念頭に置いて行うものとする。
- （3）周辺の環境に著しい変化をもたらす工場跡地等の土地利用転換は、周辺の土地利用と整合性のとれた内容とするよう配慮しなければならない。
- （4）市街化調整区域内における土地利用は、豊かな自然環境の維持及び保全並びに農林漁業との調和を十分に図らなければならない。

（土地利用の調整に関する基本方針）

第 4 条 本市における土地利用は、前 2 条の趣旨及び第 7 条第 1 項の規定に基づき策定する土地利用の調整に関する指針に則し、かつ、本市の土地利用の課題を解決するために、別に条例で定める土地利用の調整に関する基準に基づき、規制、誘導等の調整を行うものとする。

（土地利用の調整に関する指針）

第 7 条 市は、本市における土地利用の現状及び課題を踏まえつつ、将来求められる土地利用のあり方を示すとともに、本市にふさわしい良好なまちづくりに資するための土地利用に向けて、土地利用の調整に関する指針を策定するものとする。

- 2 市は、土地利用の調整に関する指針の策定を行うに当たっては、次に掲げる計画との整合を図り、各計画が相互に連携するようにしなければならない。
 - （1）地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の規定により策定された基本構想及びこれに基づき策定された基本計画
 - （2）都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により策定され

た都市計画に関する基本的な方針

(3) その他本市の土地利用に関して策定された基本的な計画

- 3 市は、土地利用の調整に関する指針を市民、土地利用に係る行為を行う者等の参画を得て市民協働により策定しなければならない。当該指針を改定する場合も同様とする。
- 4 市は、土地利用の調整に関する指針の策定後、土地利用の状況を十分に把握した上で、指針の内容、進捗状況等を確認し、及び評価し、定期的に又は必要に応じて見直しを行わなければならない。
- 5 市は、土地利用の調整に関する指針を策定し、又は改定しようとするときは、第13条第1項第1号に規定する横須賀市土地利用調整審議会に諮問しなければならない。